

新規開業貸付（経営者保証免除貸付）のご案内

県内で新規に事業を開始しようとする方、又は
事業開始後5年未満の方に経営者保証不要で資金を融資します
【スタートアップ創出促進保証制度（100%保証）対応】

1 融資対象者

スタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件※を満たす方
（ただし、県内において事業を開始する予定である（又は営んでいる）こと）

【※スタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件（概要）】

次の①から⑤のいずれかに該当し、かつ⑥に該当する方

- ① 事業を営んでいない個人で、融資実行後2か月以内に会社を設立する方
- ② 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社
- ③ 分社化を計画する会社
- ④ 設立後5年未満の分社化された会社
- ⑤ 事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社
（個人創業後5年未満に限る）
- ⑥ 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること

2 融資条件

融 資 利 率	年1.25%（固定利率）
保 証 料 率 （主な場合）	0.70%
融 資 限 度 額	3,500万円
融 資 期 間	10年以内（うち据置1年以内）
資 金 使 途	設備資金及び運転資金
信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける
連 帯 保 証 人	不要（法人代表者も含めて不要）

3 ご利用・お申込み

ご利用・お申込みは、[県融資制度の取扱金融機関へ](#)

※取扱金融機関の一覧は、[県ホームページ](#)に掲載しています。

※店舗によって取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。

4 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

